

医師確保計画について

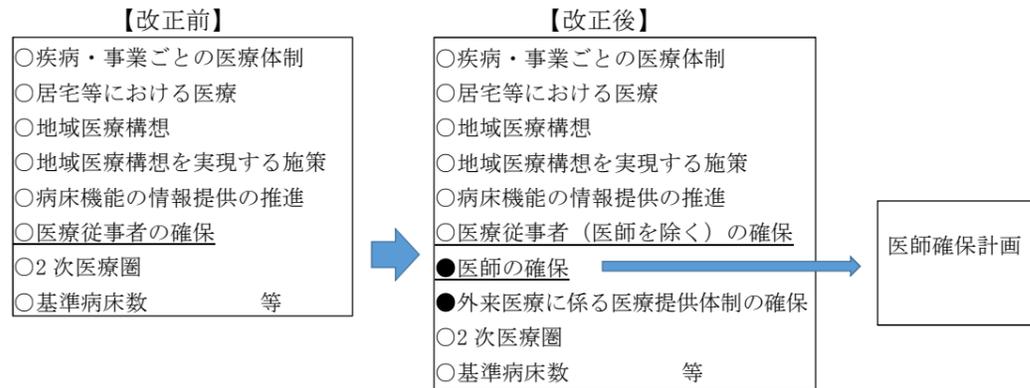
1 経緯

- 2018年7月に改正された医療法に基づき、医療計画定める事項として「医師の確保に関する事項」が規定され、医療計画の一部として「医師確保計画」を策定することとされた。
- 厚生労働省から、「医師確保計画策定ガイドライン」が各都道府県に発出。

<参考>

- 医療法により、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画（医療計画）を定めることとされている。（本県では「愛知県地域保健医療計画」として策定）
- 医療計画には、2次医療圏、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急を含む））及び在宅医療に係る医療提供体制、地域医療構想、医療従事者の確保に関する事項等を定めることとされている。
↓
法改正により医師の確保に関する事項を別に規定
- 「医師の確保に関する事項」の他に、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が医療計画に定める事項として追加 ⇒ 医療審議会（医療体制部会）において審議

<医療計画に定める事項に関する改正イメージ>



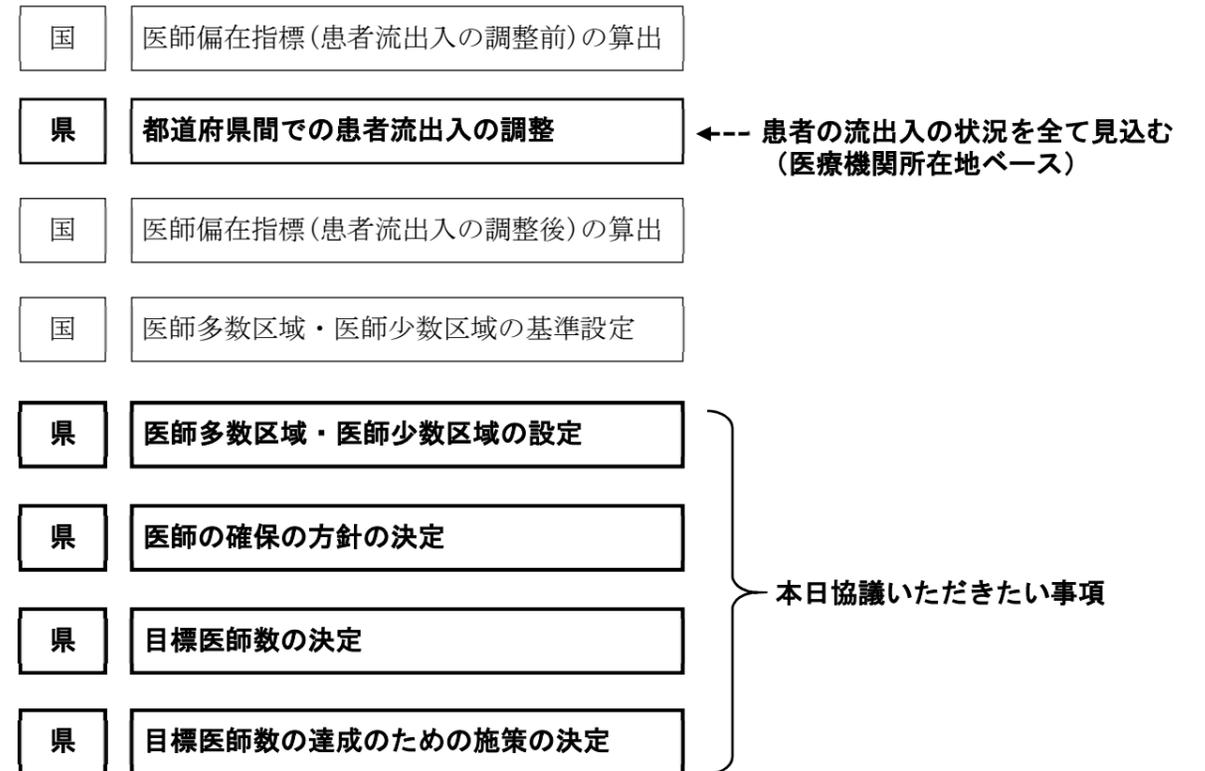
2 医師確保計画の概要

- 新たに国が定める「医師偏在指標」を踏まえ、県で「医師少数区域」（二次医療圏単位）を設定した上で、医師の確保の方針、確保すべき医師の数の目標、目標医師数を達成するための施策を定める。（医師多数区域、医師少数スポットの設定）
- 計画期間は2020年度から2023年度までの4年間（初年度のみ）。次年度計画から3年ごとに見直し、2036年度までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標とする。
- 産科及び小児科については、政策医療の観点等から個別に医師確保計画を策定する。

<医師確保計画に基づく実効的な医師確保対策を実施（PDCAサイクルの実施）>

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
医療計画	現 愛知県地域保健医療計画 計画期間：6年（2018年度から2023年度）						次期 愛知県地域保健医療計画 計画期間：6年（2024年度から2029年度）						次々期 愛知県地域保健医療計画 計画期間：6年（2030年度から2035年度）					
医師確保計画		計画策定	医師確保計画 計画期間：4年（2020年度から2023年度）				次期計画（前期）		次期計画（後期）		次々期計画（前期）		次々期計画（後期）					

3 医師確保計画の策定プロセス



4 医師確保計画の策定スケジュール（予定）

	医療審議会	医療体制部会	地域医療対策協議会	事務局(県)
8月			【第1回】 区域・スポットの設定や確保方針等のたたき台を協議	
9月			(たたき台に対する意見聴取)	意見を踏まえた計画原案を作成
10月				
11月		計画原案審議	【第2回】 計画原案協議	
12月	諮問→計画原案審議			
1月				パブリックコメント、関係団体意・圏域会議への意見聴取
2月		計画案審議	【第3回】 計画案協議	
3月	計画案審議→答申			計画策定